

令和5年12月15日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、令和6年1月4日(木)までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年10月30日(月)

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年11月2日(木)

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

①副検事選考試験の出願者数、受験者数、筆記試験の合格者数及び口述試験の合格者数が所属機関別に分かる文書（制度開始当初から令和5年度まで）

②副検事の選考受験案内（令和3年度から令和5年度まで）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省においては、以下の(1)から(4)までに記載した行政文書を保有しています。

なお、上記3の①で記載された請求内容について、一覧で把握できる行政文書については保有していません。

(1) 行政文書開示請求書に、上記3の①「副検事選考試験の出願者数」及び②「副検事の選考受験案内」と記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書について、法務省本省では、以下アからウまでの行政文書を保有しています。

なお、出願者数は、以下アからウまでの行政文書内の「副検事の選考受験者の所属別年度別人員」に記載されています。

ア 令和3年度副検事の選考受験案内（令和2年度の出願者数を記載）

イ 令和4年度副検事の選考受験案内（令和3年度の出願者数を記載）

ウ 令和5年度副検事の選考受験案内（令和4年度の出願者数を記載）

(2) 行政文書開示請求書に、上記3の①「受験者数」と記載されたことについて、

その趣旨が、試験日時点で受験予定の者等の人数についての文書ということであれば、法務省本省では、以下エからキまでの行政文書を保有しています。

エ 令和2年度副検事の選考受験者名簿

オ 令和3年度副検事の選考受験者名簿

カ 令和4年度副検事の選考受験者名簿

キ 令和5年度副検事の選考受験者名簿

また、その趣旨が、実際に受験し審査対象となった者の人数についての文書ということであれば、法務省本省では、以下クの行政文書を保有しています。

ク 檢察官特別任用分科会（副検事の選考）配付資料（平成30年度～令和5年度）

ただし、上記クの行政文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律上の不開示情報に該当するため、開示を請求したとしても、全体として不開示になることが見込まれます。

(3) 行政文書開示請求書に、上記3の①「筆記試験の合格者数」と記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書について、法務省本省では、以下ケからシまでの行政文書を保有しています。

ケ 令和2年度副検事の選考第1次選考の結果について（参考通知）

コ 令和3年度副検事の選考第1次選考の結果について（参考通知）

サ 令和4年度副検事の選考第1次選考の結果について（参考通知）

シ 令和5年度副検事の選考第1次選考の結果について（参考通知）

(4) 行政文書開示請求書に、上記3の①「口述試験の合格者数」と記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書について、法務省本省では、以下スからツまでの行政文書を保有しています。

ス 令和2年度副検事の選考の結果等について（参考通知）

セ 令和3年度副検事の選考の結果等について（参考通知）

ソ 令和4年度副検事の選考の結果等について（参考通知）

タ 令和5年度副検事の選考の結果等について（参考通知）

チ 令和4年度筆記試験による選考を経ない副検事の選考の結果等について（参考通知）

ツ 令和5年度筆記試験による選考を経ない副検事の選考の結果等について（参考通知）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4（1）から（4）までの行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は12件（ア、オ、コ及びセで1件、イ、カ、サ及びソで1件、ウ、キ、シ及びタで1件、エ、ケ及びスで1件、クで6件、チ及びツが各1件）、開示請求手数料は3,600円となります（ただし、クの行政文書については、その全部を不開示とする決定がなされることが見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙1,200円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様



法務省

Ministry of Justice

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
1-1-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

TEL. 03-3580-4111 (大代表)

ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

法務省大臣官房秘書課情報公開係

つながっています、あなたの安全・安心と。

再犯防止

～犯罪や非行からの立ち直りに
御理解と御協力をお願いします～



「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」
は再犯防止のシンボルです

再犯防止



みんなで築こう 人権の世紀
一人で悩まず相談してください！

人権イメージキャラクター
人KENおもる君・人KENあゆみちゃん
みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん

0570-003-110



この封筒は間伐材を活用しております。